蜂屋川公共下水道使用開始

下水道課　内線291

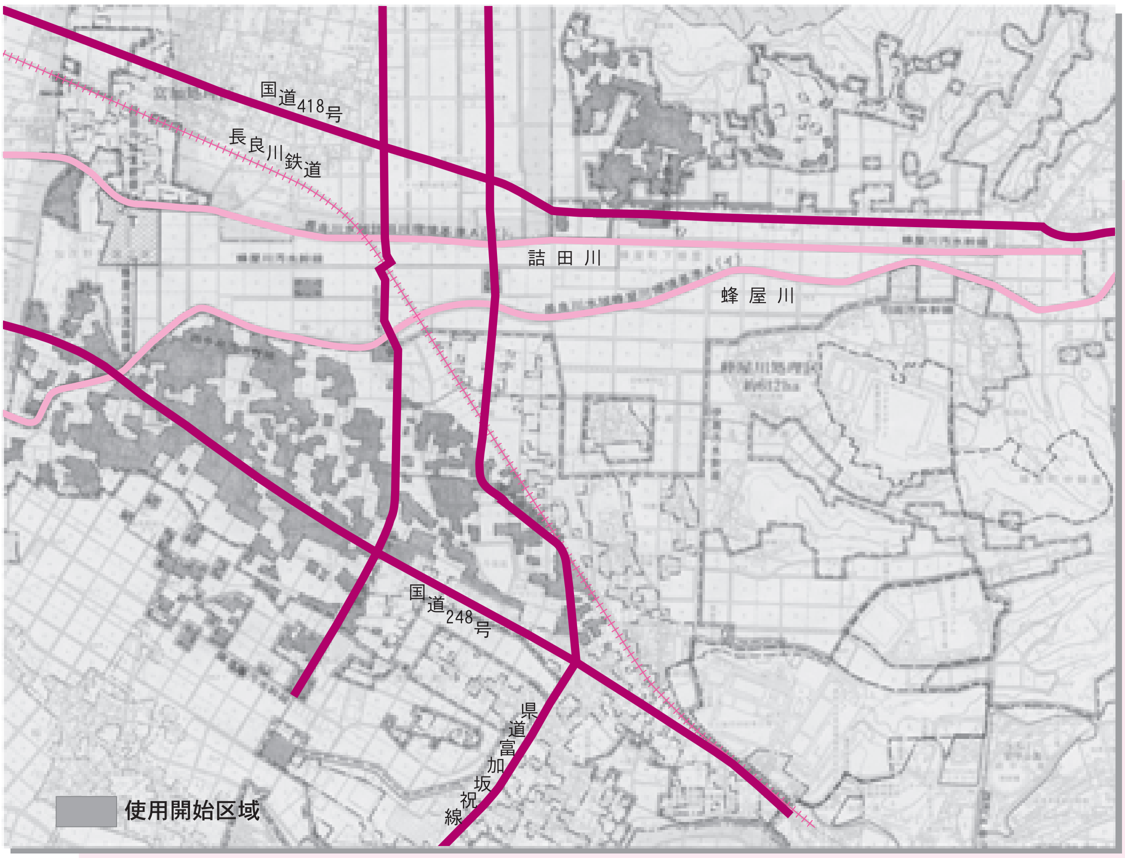

あじさいエコパークの完成に伴い、４月１日から次の区域で下水道が使用できます。ご利用をお願いします。

◇使用開始区域　蜂屋町下蜂屋、加茂野町木野、同町加茂野、同町市橋、同町鷹之巣および同町今泉のそれぞれ一部。

浄化槽やくみ取り便槽の最終清掃は適切に！

下水道課　内線494

浄化槽やくみ取り便槽を使用していた一般住宅・事業所などが下水道に切り替える場合は、浄化槽やくみ取り便槽の最終清掃が必要となります。

清掃は、市が許可をしている次の事業者に依頼してください。

●市が浄化槽の清掃を許可している事業者

業　者　名	電話番号	対　象　地　区
美濃加茂衛生㈱	26－0013	市　内　全　域
㈱美濃加茂浄化槽	25－5355	太田・古井（一部の企業） 山之上・加茂野・伊深

●市がくみ取り便槽のし尿の収集運搬を許可している事業者

業　者　名	電話番号	対　象　地　区
美濃加茂衛生㈱	26－0013	市　内　全　域

※浄化槽汚泥やくみ取りし尿を水路や下水道に流しますと、廃棄物処理法・浄化槽法・市下水道条例に違反し、処罰の対象となりますので、絶対に行わないでください。

日ごろの浄化槽の維持管理も忘れずに

浄化槽を設置している人は、浄化槽法に定められた保守点検・清掃・法定検査の３つを守っていただき、適正に管理してください。